

藤枝市建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領

制 定 令和4年 5月20日訓令第7号

最近改正 令和6年10月11日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市が発注する業務委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく落札者の決定に係る調査制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務 測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び電算帳票業務をいう。
- (2) 業務委託契約 市が発注する建設関連業務に係る委託契約をいう。
- (3) 調査基準価格 その価格を下回った申込みの価格によって業務委託契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる価格をいう。
- (4) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）の入札した価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査をいう。

(調査対象者)

第3条 調査対象者は、予定価格が500万円以上の建設関連業務において入札を行った者のうち、調査基準価格を下回った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を定めた者が、入札を行った者の入札価格が調査基準価格と同額又は上回る額が少額であって特に必要と認める場合は、その入札を行った者を低入札価格調査の対象とすることができる。

(調査基準価格)

第4条 市は、競争入札により業務委託契約を締結しようとするときは、契約ごとに調査基準価格を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる建設関連業務に応じて、当該各号に定める

予定価格算出の基礎となった経費に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(6) 電算帳票業務委託 作業価格計に10分の7を乗じて得た額

3 前項に定める算定方法に関わらず、特別な業務等で前項の規定により難い

ものについては、業務委託契約ごとに10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）までの範囲内で市長が定めた割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は、1万円単位とする。

5 予定価格を定める者は、調査基準価格を設定したときは、当該価格及び調査基準価格入札書比較価格（当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額をいう。）を予定価格が記載された書面に記入するものとする。

（対象業者への周知）

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、入札公告等に次に掲げる事項を明示する。

（1） 調査対象者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。

（2） 調査対象者は、事後の事情聴取その他調査に協力すべきこと。

（調査実施の通知）

第6条 開札の結果、調査対象者が生じたときは、入札執行者は、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を入札者に通知する。

（低入札価格調査の実施）

第7条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、入札執行者は、当該業務の主管課長（以下「業務主管課長」という。）とともに低入札価格調査を行うものとする。ただし、入札者が入札執行者の指定した期日までに意向確認書（第1号様式）を提出し、市長がこれを受理したときは、当該入札者の入札を無効とする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる項目について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。この場合において、入札執行者が必要と判断した場合、入札執行者は提出された資料について説明を求めることができる。

（1） 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書

（2） その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書

（3） 当該契約の履行体制

（4） 手持ちの建設関連業務の状況

（5） 配置予定技術者

（6） 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合

に限る。)

(7) 労務者の具体的供給の見通し

(8) 過去の同種又は類似の業務履行実績

(9) 経営状況

(10) 測量法（昭和24年法律第188号）等違反の有無、賃金不払いの状況、
下請負代金の支払遅延状況等の信用状態

(11) その他必要な事項

3 低入札価格調査は、必要に応じて、同時に複数の者に対して行うことができる。

（調査期間）

第8条 入札執行者は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに低入札価格調査を行い、速やかに調査を完了させるものとする。

（落札の通知）

第9条 入札執行者は、低入札価格調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（調査委員会の設置）

第10条 市長は、藤枝市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、藤枝市建設業者指名等審査委員会規定（昭和51年藤枝市訓令第13号）に定める藤枝市建設業者指名等審査委員会の委員長及び委員をもって組織する。

3 調査委員会の会議は、藤枝市建設業者指名等審査委員会の例による。

（履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第11条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者の意見を付した書面（第2号様式）を調査委員会に送付し、その意見を求めるものとする。

（契約しない場合の判断基準）

第 12 条 入札執行者は、調査対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象者を契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして、落札者としめない旨を通知するものとする。

- (1) 入札執行日から原則 7 日以内に入札執行者が指定する日時までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格の内訳書と入札価格が一致していない場合
- (3) 入札価格の内訳書と内訳書に対する明細書が一致していない場合。ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、又は、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く
- (4) 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定額と一致していない場合
- (5) 再委託先からの見積書等、再委託に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合
- (6) 再委託先からの見積書等により再委託の内容が確認できない場合
- (7) 必要に応じ再委託先へ聞き取り調査を行い、再委託先の聞き取り調査の結果と再委託先からの見積書等の金額が一致していない場合
- (8) 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合
- (9) 前号に掲げるもののほか適正な業務委託の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(監督体制の強化等)

第 13 条 市は、調査対象者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 業務計画書の内容のヒアリング
- (2) 重点的な監督業務の実施
- (3) 労働安全担当機関との連携
- (4) 厳格な検査の実施

附 則

この要領は、令達の日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う業務から適用する。

附 則

この要領は、令達の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う業務から適用する。

第 1 号様式

(意向確認書)

年 月 日

藤枝市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出が
できませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。

- 1 入札番号
- 2 委託名
- 3 施行箇所
- 4 書類の提出ができない理由

第 2 号様式

藤枝市低入札価格調査委員会委員長 様

下記の理由により本件入札は地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する要件に該当するおそれがあると認められるので、委員会の意見を求めます。

記

年 月 日

入札執行者 ○○課長

入札執行者 ○○課長 様

当委員会の意見は次のとおりです。

- 1 あなたの意見を相当と認めます。
- 2 あなたの意見を相当と認めません。
理由

3 その他

年 月 日

藤枝市低入札価格調査委員会委員長